



茨城県報

第 245 号

令和 3 年 (2021 年) 10 月 7 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 4
- 建設業法による許可の取消し (監理課) 4
- 道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
- 土地改良事業計画の変更の認可 (農林事務所) 6

公 告

- 開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課) 7
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 7

(警 察 本 部)

- 落札者等の公示 8

規 程

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

- 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会議規程の一部を改正する規程 8

告 示

茨城県告示第1071号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 3 年 10 月 7 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ダイワロイヤル株式会社

代表取締役 伊藤 光博

(2) 住所

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヨークベニマル東海舟石川店
那珂郡東海村大字舟石川字石橋向824番地6 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(3) 変更の年月日

令和3年2月11日

(4) 変更する理由

小売業者の住所の変更のため

3 届出年月日

令和3年9月29日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1072号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和3年10月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤオコー
代表取締役 川野 澄人

(2) 住所

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー取手青柳店
取手市青柳1丁目150 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市脇田本町1番地5	川野 清巴

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市新宿町 1 丁目 10 番地 1	川野 澄人

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア、イ 平成30年12月3日 外

(4) 変更する理由

ア 設置者の代表者、住所に変更が生じたため

イ 小売業者の代表者、住所に変更が生じたため

3 届出年月日

令和 3 年 9 月 24 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1073号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 3 年 10 月 7 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤオコー

代表取締役 川野 澄人

(2) 住所

埼玉県川越市新宿町 1 丁目 10 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー取手青柳店

取手市青柳 1 丁目 150 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 8 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 40 分～翌午前 0 時 20 分

(変更後) 午前 7 時 40 分～翌午前 0 時 20 分

(3) 変更の年月日

令和 3 年 9 月 25 日

(4) 変更の理由

営業計画変更のため

3 届出年月日

令和 3 年 9 月 24 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1074号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール土浦

土浦市上高津367番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

令和 3 年 7 月 29 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 3 年 7 月 15 日

2 市町村の意見

事 項	土浦市からの意見の概要
・雇用について	・地元から優先的雇用と安定雇用について配慮願います。

理 由
・地域雇用確保への協力として。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1075号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条の 2 第 1 項の規定による許可の取消しをしたので、法第29条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 10 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 処分をした年月日 令和 3 年 9 月 28 日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商 号 株式会社トップジャパントransポート
 - (2) 所 在 地 日立市神峰町一丁目10番4号3-2
 - (3) 代表者の氏名 伊藤 典裕
 - (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可(般-28)第35369号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社トップジャパントransポートの営業所の所在地を確知できないので、法第29条の2第1項の規定に基づき、令和3年8月2日付でその旨公告したところ、公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

当該事実は、法第29条の2第1項に該当する。

5 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができる(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日)から6月以内に県を被告として、取消訴訟を提起することができる(この処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

茨城県告示第1076号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年10月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 竜ヶ崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
牛久市正直町字上沖田536番 1 から 牛久市久野町2858番 4 まで	旧 (A)	メートル	メートル	
		最大 30.0 最小 7.2	2,830	
牛久市正直町字上沖田536番 1 から 牛久市久野町2858番 4 まで	(A) 新	最大 30.0 最小 7.2	2,830	バイパスの一部 新設
		牛久市正直町字大清水711番 3 地先から 牛久市島田町字鎌倉街道2838番 1 地先まで	(B) 最大 77.7 最小 26.7	

茨城県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年10月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月7日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間つくば線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市柿岡字柿岡5008番 3 地先から 石岡市柿岡字柿岡5020番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 16.1 最小 11.5	20	
	新	最大 31.4 最小 11.5	20	現道拡幅

茨城県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和3年10月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月7日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 路線名 県道 江戸崎下総線
- 2 供用開始の区間 稲敷市桑山字前倉348番 3 から
稲敷市桑山字浦向468番 7 まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月18日

茨城県告示第1079号

村田村外三ヶ村土地改良区から令和3年4月16日付けで認可申請のあった、土地改良事業計画（維持管理計画書）の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により同年9月13日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として認

可の取消しの訴えを提起することができる。

令和 3 年 10 月 7 日

茨城県西農林事務所長 中 村 修

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 10 月 7 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市江戸崎字芝ヶ谷甲4535番4

- 2 事業主の住所及び氏名

下妻市新堀36番地1 コーポグラフィアス105号室

藤 咲 貴 之、藤 咲 由 実

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字吉原字新道台2672番10、大字飯倉字桜立1440番20

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町南平台一丁目2213番地2号

医療法人社団春光会

理事長 春 日 哲 也

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字松本字大六天137番2、138番2

- 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字松本138番地

小 竹 竜 馬、小 竹 友 香

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和 3 年 10 月 7 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
建指指令 第86号	令和 3 年 9 月 29 日	株式会社ジ ヤバンブ ランニン グ 代表取締役 角田 等	笠間市八雲一丁目 9 番 25 号	笠間市美原四丁目 1470 番 2009	メートル 6.05	メートル 53.54

(警 察 本 部)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 10 月 7 日

茨城県警察本部長 飯 利 雄 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①統合認証管理システムの賃貸借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 3 年 9 月 29 日 ④株式会社 J E C C 専務取締役依田茂 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 ⑤月額 800,000 円（消費税及び地方消費税抜き額）⑥一般競争入札 ⑦令和 3 年 8 月 10 日 ⑧落札方式は最低価格

規 程

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第 1 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 10 月 7 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会長 鈴 木 幸 雄

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会議規程の一部を改正する規程

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会議規程（昭和 36 年霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項を第 6 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

4 会議は、天災事変等やむを得ない事象が発生したとき、会長の判断により延期、中止、又は情報通信機器を用いての開催とすることができる。

5 委員は、会長が適当と認めるとき、情報通信機器を用いて会議に出席することができる。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 9 月 29 日から適用する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)